

一般競争入札の公告

令和8年2月16日

公益財団法人滋賀県環境事業公社 理事長 三日月 大造

下記のとおり一般競争入札に付す。

記

1 入札に付する事項

- | | |
|---------------|---------------------------------------|
| (1)件名 | 令和8年度第 103 号
クリーンセンター滋賀他水質分析業務 |
| (2)業務名称および業務量 | 令和8年度第 103 号
クリーンセンター滋賀他水質分析業務 1 式 |
| (3)契約期間 | 令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日 |
| (4)履行場所 | 仕様書のとおり。 |

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - (2)滋賀県財務規則(昭和 51 年滋賀県規則第 56 号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3)滋賀県物品関係入札参加停止基準に係る入札参加停止の措置期間中でないこと。
 - (4)滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和 57 年滋賀県告示第 142 号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- なお、新たに登録しようとするものは、次に示す場所等で資格審査の申請を行うこと。

滋賀県物品・役務電子調達システム

または滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1 TEL 077-528-4314

- (5)滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されていること。

ア 営業種目

大分類： 役務

中分類： 検査・測定・分析業務

小分類： 環境計量証明

- (6)その他参加する者に必要な資格
入札説明書により確認すること。

3 契約条項等を示す日時および場所等

- (1)入札説明書の交付開始日時および場所等
令和8年2月16日 10時00分
公益財団法人滋賀県環境事業公社ホームページ(<https://www.shiga-kj.com>)
(2)入札説明会の日時および場所等
—
—

4 入札執行の日時および場所等

- (1)入札締切日時
令和8年3月25日 13時30分(開札場所に持参すること)
(2)開札の日時および場所等
令和8年3月25日 13時30分
公益財団法人滋賀県環境事業公社
クリーンセンター滋賀浸出水処理施設2階見学者研修室
(3)入札方法
紙の入札書を、入札締切日時までに次の場所に持参すること。
公益財団法人滋賀県環境事業公社
クリーンセンター滋賀浸出水処理施設2階見学者研修室

5 保証金

- (1)入札保証金 入札保証金免除
(2)契約保証金 契約保証金免除

6 契約書作成の要否
要

7 支払条件

- (1)前金払 行わない
(2)部分払 行わない

8 質問受付の日時

令和8年2月16日 11時00分 ～ 令和8年2月27日 12時00分

9 代理人の入札

代理人が入札する場合は、入札前に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所、氏名を記入し、同じ印を押印すること。

10 落札者の決定

- (1)入札書および入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (2)入札参加者またはその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合(入札金額の訂正はできない。)は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (3)入札参加者であって、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4)落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5)落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない公社職員にくじを引かせるものとする。
なお、落札となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することができない。
- (6)落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

11 再度入札

- (1)開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行うことがある。
- (2)失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (3)再度の入札に付して落札者がいない場合は、随意契約の協議に移行することがある。

12 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1)入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札。
- (2)委任状を提出しない代理人のした入札。
- (3)入札者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札。
- (4)談合その他不正の行為があったと認められる入札。

- (5)入札書記載の金額および氏名ならびに押印その他入札要件の記載が確認できない入札。
- (6)入札書記載の金額を加除訂正した入札。
- (7)虚偽の申請等を行った者のした入札。
- (8)その他入札に関する条件に違反した入札。

13 その他

- (1)一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換え、または撤回することができない。
- (2)入札参加停止措置期間中の者に、契約の全部または一部を下請負させ、または再委託することはできない。
- (3)入札参加者またはその代理人が本入札に関して要した費用については、全て当該入札参加者またはその代理人が負担するものとする。
- (4)天変地異その他やむを得ない理由があるときまたは入札執行者が入札の公正な執行に支障があると認めた場合は、これを延期し、または取りやめる。この場合における損害は、入札参加者またはその代理人が負担するものとする。
- (5)不当介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに執行者に報告するものとする。
- (6)その他入札執行者が指示する事項を遵守すること。

14 特記事項

—